

資格取得に向けての注意事項

学科試験のみ合格者が2級建築施工管理技士の資格を取得するためには、建築工事の実務経験を積んで、受検資格を満たした上で実地試験を受験し、合格しなければなりません。

(1) 学科試験免除の有効期間と受験回数

- 2031年度までの間で連続2回の実地試験を学科試験免除で受験可能
(注1)有効期間は、「合格発表日の属する年度の初日から起算して12年以内」と定められています。
(注2)学科試験のみ合格者が1回目の学科試験免除の実地試験で検定合格となった場合、その時点で学科試験免除資格が消滅します。

(2) 実地試験の受検資格

- 実地試験を受験するためには、受検資格を満たす必要があります。

実地試験の主な受検資格

最終学歴	実務経験年数	
	指定学科	指定学科以外
・大学 ・専門学校的高度専門士	卒業後1年以上	卒業後1年6ヶ月以上
・短期大学 ・5年制高等専門学校 ・専門学校の専門士	卒業後2年以上	卒業後3年以上
・高等学校 ・専門学校の専門課程	卒業後3年以上	卒業後4年6ヶ月以上
・その他(最終学歴問わず)	8年以上	

受検資格を満たすための最終学歴、実務経験年数の考え方については本財団ホームページにてご確認ください。

(3) 実務経験内容と受検種別

- 2級建築施工管理技士は、3つの種別(建築・躯体・仕上げ)に分かれており、資格を活かせる工事・業種が種別により異なります。
- 実地試験を受験するときに、どの種別で受験するか(受検種別)を選択しなければなりません。
- 受検種別は、ご自身の希望によって選べるものではなく、それまでに積んだ実務経験の内容によって選択できる受検種別が決まります。
- 実務経験の内容と選択できる受検種別の関係は次ページのとおりです。

ご注意 平成29年度までの学科試験のみ合格者について

種別(建築 or 躯体 or 仕上げ)については、平成30年度より学科試験の種別が廃止され、実地試験受験時に種別を選択するという制度に改定されました。

平成29年度までの学科試験のみ受験の合格者は、種別が廃止される前の合格者ですので、学科試験合格時の種別と同じ種別の実地試験を受験する場合に限り、学科試験免除で実地試験を受験できます。異なる種別を受験しようとする場合には、学科試験から受験し直す必要があります。

実務経験として認められる工事種別（業種）・工事内容・受検種別

①【建築一式工事(ゼネコン等)の実務経験の方】

主な工事種別(業種)	主な工事内容
■建築一式工事	■事務所ビル建築工事 ■共同住宅建築工事 ■一般住宅建築工事 ■建築物解体工事 ^注 等

受検種別

建築

^注 総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事

②【建築工事のうち、主要構造部分(躯体系サブコン等)に関する工事の実務経験の方】

主な工事種別(業種)	主な工事内容
■大工事(躯体) ■型枠工事 ■とび・土工・コンクリート工事 ■鋼構造物工事 ■鉄筋工事 ■ブロック工事 ■解体工事	■大工事(躯体) ■型枠工事 ■とび工事 ■足場仮設工事 ■建築物解体工事 ■囲障工事 ■(PC,RC,鋼)杭工事 ■コンクリート工事 ■地盤改良工事 ■鉄骨工事 ■屋外広告工事 ■鉄筋加工組立工事 ■ガス圧接工事 ■コンクリートブロック積み工事 等

受検種別

躯体

③【建築工事のうち、内外装(仕上げ系サブコン等)に関する工事の実務経験の方】

主な工事種別(業種)	主な工事内容
■造作工事 ■左官工事 ■石工事 ■屋根工事 ■タイル・レンガ工事 ■板金工事 ■ガラス工事 ■塗装工事 ■防水工事 ■内装仕上工事 ■建具工事 ■熱絶縁工事	■造作工事 ■レンガ積み工事 ■ALCパネル工事 ■サイディング工事 ■左官工事 ■モルタル工事 ■吹き付け工事 ■とぎ出し工事 ■洗い出し工事 ■石積み(張り)工事 ■エクステリア工事 ■屋根葺き工事 ■建築板金工事 ■ガラス加工取り付け工事 ■塗装工事 ■アスファルト防水工事 ■モルタル防水工事 ■シーリング工事 ■塗膜防水工事 ■シート防水工事 ■注入防水工事 ■インテリア工事 ■天井仕上工事 ■壁張り工事 ■内部間仕切り壁工事 ■床仕上工事 ■畳工事 ■ふすま工事 ■家具工事 ■防音工事 ■金属製建具取付工事 ■サッシ取付工事 ■金属製カーテンウォール取付工事 ■シャッター取付工事 ■木製建具取付工事 ■建築断熱工事 等

受検種別

仕上げ

※工事種別・工事内容と受検種別が一致しない場合は受験できません！

～上記の工事種別・工事内容は、いずれも「建築物」の工事として行われたものに限りです～

■受検資格を満たす実務経験は、建築物の工事に直接的に関わる「技術者」としての職務(施工管理)経験です。営業、設計、測量、積算、社内研修、アルバイトは含めることができません。

■建築物以外の工事…例えば、土木工作物、プラント、築炉、サイロ、電気設備、空調衛生設備、ガス、上下水道、ゴミ処理施設などに関わる工事は、受検資格を満たす実務経験ではありません。

■上記は建設業法に定められている技術者要件と同一です。

【種別：建築】は建築系の工事にオールマイティに活かせる資格ではありません

資格を活かすためには、ご自身の実務経験内容を踏まえて、適切な受検種別(建築or 躯体or 仕上げ)を選択しなければなりません。